



安全計画を策定しましょう

令和5年4月1日に認可外保育施設指導監督基準が改正され、各施設において安全計画の策定が義務化されました。これは認可外の居宅訪問型（ベビーシッター）においても同様です。

令和5年3月31日現在の認可外保育施設の状況を取りまとめた調査「令和4年度 認可外保育施設の現況取りまとめ」（こども家庭庁成育局）では、認可外保育施設の居宅訪問型保育施設に対して実施した指導監督において、認可外保育施設指導監督基準に適合していない項目のトップが「安全確保への配慮」であることが報告されています。この「安全確保への配慮」には安全計画の策定も含まれています。

こども家庭庁のHPには、安全計画の策定について通知が掲載されているので、確認するとともに、策定にあたって不明点があればお住まいの地域の自治体に相談してみましょう。自治体によっては安全計画のフォーマットを作成しています。安全計画を策定し、定期的に見直すことにより、安全安心な保育の実施に努めましょう。

認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等について確認しておきましょう

認可外保育施設における安全計画の策定に関する留意事項等については[こちら](#)

